

議案第73号 三田市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

【趣 旨】

平成25年に「いじめ防止対策推進法（以下：推進法という。）」が施行されている。三田市でも同法と国・県の基本方針に基づいて「三田市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止や早期発見及びいじめ事案への対処について計画的かつ体系的な推進と対応を行っている。

これまで、児童生徒の生命、心身及び財産への重大被害が生じた疑い又は相当期間の欠席を余儀なくされている疑いが生じるなど、いじめの重大事態の調査については、推進法第14条第3項に規定されている教育委員会の附属機関である「三田市生徒指導等問題対策委員会（以下：対策委員会）」を調査機関の一つとして位置付けていたが、現在の体制では、第三者性を十分に担保できないとの結論が対策委員会から出されたため、推進法第28条第1項の規定に基づき、公平性・中立性を確保した調査組織として新たに附属機関を設置しようとするもの。

また、推進法第30条第2項の規定に基づき、教育委員会から調査結果の報告を受けた市長が再調査の必要があると判断した場合には、附属機関を設けて再調査ができることから、再調査機関として新たな附属機関を設置しようとするもの。

【内 容】

- (1) 三田市附属機関の設置に関する条例の一部改正 **<別紙参照>**
 - ・三田市生徒指導等事案調査委員会の設置（推進法第28条第1項）
 - ・三田市いじめ問題再調査委員会の設置（推進法第30条第2項）

- (2) 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 **<別紙参照>**
 - ・三田市生徒指導等事案調査委員会委員の報酬
 - ・三田市いじめ問題再調査委員会委員の報酬

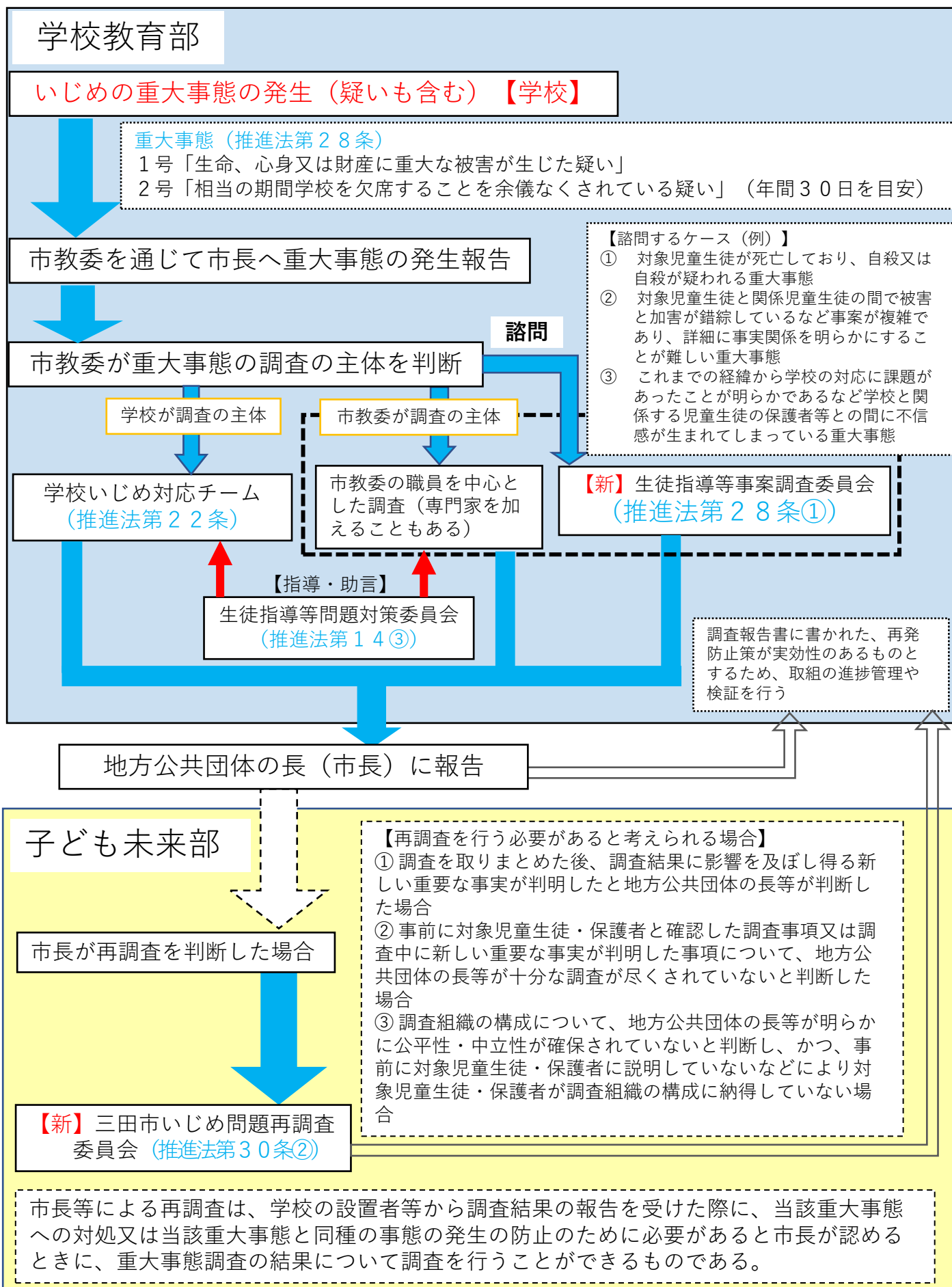
【施行期日】

公布の日

【参 考】

いじめ防止基本法におけるいじめの重大事態の対応について
<別紙フロー図>

いじめ防止基本法におけるいじめの重大事態の対応について



(1) 三田市附属機関の設置に関する条例の一部改正の概要

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担当事務	委員定数	任期
教育委員会	三田市生徒指導等事案調査委員会	(1) いじめ防止対策推進法第28条第1項の重大事態に該当する事案であって、教育委員会が必要と認めるものについての調査審議 (2) その他生徒指導等に関する事案であって、教育委員会が必要と認めるものについての調査審議	調査審議事項ごとに5人以内	諮問に係る審議が終了するまで
市長	三田市いじめ問題再調査委員会	いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定により実施する同法第28条第1項の規定による調査の結果についての調査審議	調査審議事項ごとに5人以内	諮問に係る審議が終了するまで

(2) 特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の概要

区分		報酬額
三田市生徒指導等事案調査委員会	委員長(会議に出席する場合)	日額 15,500円
	委員(会議に出席する場合)	日額 15,000円
三田市いじめ問題再調査委員会	委員長、委員(調査等を行う場合)及び調査員	日額90,000円以内で任命権者が市長と協議して定める額